リ　当該申請を行う障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	［新設］
ヌ　［略］	［同上］
ル　［略］	［同上］
ヲ　［略］	［同上］
二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務　次に掲げる情報	二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
ホ　当該変更に係る障害者又は障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	［新設］
ヘ　当該変更に係る障害者又は障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	［新設］
ト　当該変更に係る障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	［新設］
［三・四　略］	［三・四　同上］
五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務　当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報	五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務　当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報
イ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	イ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	ロ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	ハ　［同上］
ニ　［略］	［新設］
［六～十一　略］	［六～十一　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条の二の改正規定は、令和五年十月一日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（令和四年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二条の改正規定、同令第二十四条の二の改正規定、同令第二十八条の改正規定、同令第三十一条の二の二の改正規定及び同令第四十三条の四の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
第二十二条　法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第二十二条**　法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報	一　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
イ　戸籍関係情報	［新設］
ロ～ヘ　［略］	イ～ホ　［同上］